

浄化槽の維持管理について



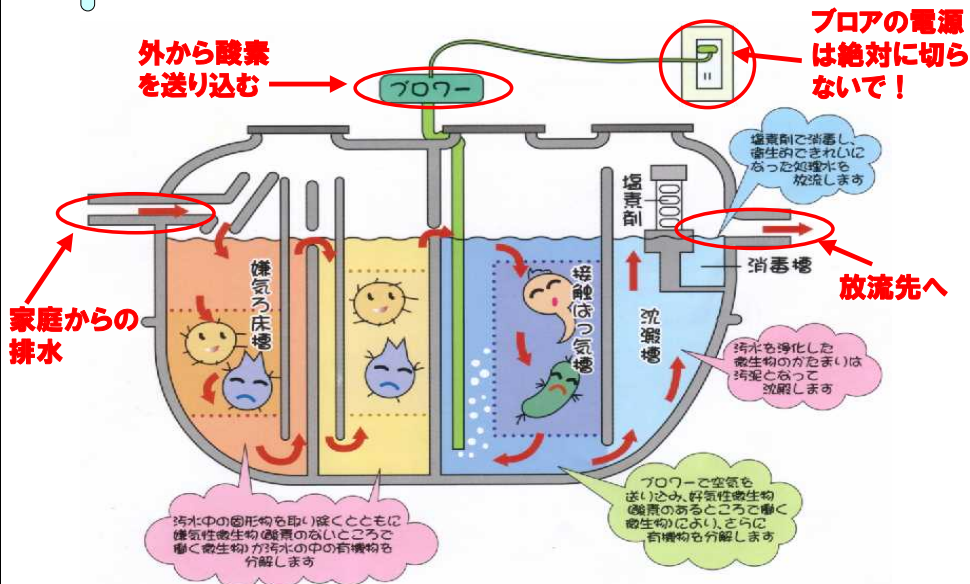
静岡県西部健康福祉センター

掛川市

(一財)静岡県生活科学検査センター

(一社)静岡県浄化槽協会

合併浄化槽の処理工程(例)



浄化槽管理者の義務

維持・管理に おける義務

保守点検を定期的に行うこと
(法第10条)

清掃を年1回以上行うこと
(法第10条)

法定検査を年1回行うこと
(法第7条・11条)

保守点検、清掃及び法定検査
の記録は、3年間保管すること
(規則第5条)

浄化槽の保守点検

浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているか点検し、装置や機械の調整・修理や消毒剤の補充等を行います。



◆ 県の登録を受けた保守点検業者に委託して行って下さい。

◆ 家庭用小型合併浄化槽では4ヶ月に1回以上行って下さい。



清掃

浄化槽に入った生活排水は、微生物の働きで浄化されますが、その過程で汚泥・スカムといった泥の固まりが生じます。これがたまりすぎると浄化槽に悪影響を及ぼします。そのため、浄化槽内にたまった汚泥やスカム等を引き抜き、浄化槽の中を掃除する作業を**清掃**といいます。

毎年1回以上、市町の許可を受けた清掃業者に委託して行って下さい。



5

法定検査について

浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうか「水質に関する検査」を受けることとなっています。知事の指定する指定検査機関（静岡県生活科学検査センター）による浄化槽にとっての定期健康診断です。

- 1 使用開始後の検査(7条検査)は使用開始後、3ヶ月経過した日から5ヶ月間(3ヶ月～8ヶ月)に行ってください。
- 2 2年目以後、定期検査(11条検査)毎年1回行って下さい。

6

浄化槽の正しい使い方 1

・浄化槽の中の「微生物」が働きやすい環境にするために、皆さんの家族は、次の点に注意して浄化槽を使うようにしましょう。

①トイレの洗浄水は十分な量を流しましょう。



7

浄化槽の正しい使い方 2

②便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。



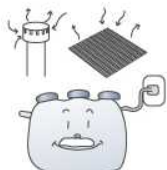
③トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。



8

浄化槽の正しい使い方 3

- ④ 浄化槽のプロアの電源は切らない。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。



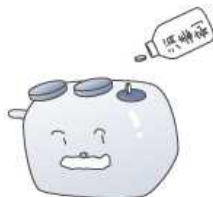
- ⑤ マンホールの上に物は置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。



9

浄化槽の正しい使い方 4

- ⑥ 消毒剤は切らさず、常に消毒されるようにする。



- ⑦ 台所から、野菜くずやてんぷら油などは流さない。



10

その他の義務(報告、届出)

①浄化槽使用開始報告書

浄化槽の使用を開始した時は、30日以内に提出

※浄化槽を使い始めたら

②浄化槽管理者変更報告書

浄化槽管理者に変更があった時は、30日以内に提出

※売却等(引越等)により、他人に引き渡す場合

③浄化槽使用廃止届

浄化槽の使用を廃止した時は、30日以内に提出

※浄化槽を撤去する場合(下水道切替え等)

11

まとめ

管理者義務

- ◆保守点検を定期的に行いましょう!
- ◆清掃は年1回以上行いましょう!
- ◆法定検査は年1回行いましょう!
- ◆保守点検、清掃及び法定検査の記録は、3年間保管しましょう!

最後に

浄化槽は私たちと同じく生きているので、適正な維持管理を心がけ、常に清潔で十分な処理能力が発揮できるようにしておきましょう!

12

(参考)静岡県浄化槽設置状況 (R2. 3. 31現在)

健康福祉センター等	市町村	総設置基数				
		内、合併基数	%	内、単独基数	%	
賀茂	小計	20,343	6,549	32.2%	13,794	67.8%
東部	小計	111,166	36,548	32.9%	74,618	67.1%
中部	小計	132,960	49,673	37.4%	83,287	62.6%
西部	磐田市	8,833	4,099	46.4%	4,734	53.6%
	掛川市	23,470	12,222	52.1%	11,248	47.9%
	袋井市	16,281	7,236	44.4%	9,045	55.6%
	湖西市	12,048	4,872	40.4%	7,176	59.6%
	御前崎市	4,034	1,969	48.8%	2,065	51.2%
	菊川市	10,891	5,088	46.7%	5,803	53.3%
	森町	5,065	1,691	33.4%	3,374	66.6%
	小計	80,622	37,177	46.1%	43,445	53.9%
権限委譲市	沼津市	20,365	7,265	35.7%	13,100	64.3%
	富士市	24,874	10,223	41.1%	14,651	58.9%
	小計	45,239	17,488	38.7%	27,751	61.3%
県小計		390,330	147,435	37.8%	242,895	62.2%
政令市	静岡市	47,257	17,027	36.0%	30,230	64.0%
	浜松市	52,570	24,163	46.0%	28,407	54.0%
	政令市小計	99,827	41,190	41.3%	58,637	58.7%
合計		490,157	188,625	38.5%	301,532	61.5%